（構成員の構成）

第三十九条　法第十七条第二号の農林水産省令で定める構成員は、次の各号に定める法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　一般社団法人　社員

二　合名会社、合資会社及び合同会社　社員

三　株式会社　株主

四　その他の法人　当該法人の種類に応じて前三号に定める者に準ずるもの

（指定交付機関の指定の更新）

第四十条　前四条の規定は、法第十八条第一項の指定交付機関の指定の更新について準用する。

（指定交付機関の名称等の変更の届出）

第四十一条　法第十九条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出して行うものとする。

一　変更後の名称、住所又は交付事務を行う事務所の所在地

二　変更しようとする年月日

2　指定交付機関は、第三十七条第一項第六号イ、ロ又はホに掲げる事項に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（交付事務規程の認可の申請等）

第四十二条　法第二十条第一項前段の規定による交付事務規程の認可の申請は、申請書に交付事務規程を添付して、農林水産大臣に提出して行うものとする。

2　法第二十条第一項後段の規定による交付事務規程の変更の認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の交付事務規程を添付して、農林水産大臣に提出して行うものとする。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（交付事務規程の記載事項）

第四十三条　法第二十条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　交付事務を行う時間及び休日に関する事項

二　交付事務を行う事務所に関する事項

三　交付事務の実施方法に関する事項

四　交付事務を行う者の選任及び解任並びにその配置に関する事項

五　交付事務に関する秘密の保持に関する事項

六　交付事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

七　会計処理に関する事項

八　前各号に掲げるもののほか、交付事務の実施に関し必要な事項

（交付事務規程の認可の基準）

第四十四条　法第二十条第三項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　交付事務を実施するのに必要かつ十分な時間が確保されていること。

二　交付事務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

三　交付事務を実施する専任の部署を設置することとしていること。

四　交付事務を統括管理する者として、交付事務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有する者を選任することとしていること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）